

公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案 新旧対照表

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）〔附則第三条関係〕

改正案

（傍線部分は改正部分）

現行

第十二条 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前二箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した金額を下つてはならない。

一・二 「略」

② 前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

③ 前二項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。

一・四 「略」

五 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和元年法律第 号）第二条第一項に規定する立候補休暇を取得した期間

一・四 「同上」
〔新設〕

③ 「同上」

一・二 「同上」
② 「同上」

第十二条 「同上」

六 「略」
④～⑧ 「略」

（年次有給休暇）

（年次有給休暇）

第三十九条 使用者は、その雇入れの日から起算して六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えるなければならない。

② 使用者は、一年六箇月以上継続勤務した労働者に対しては、雇入れの日から起算して六箇月を超えて継続勤務する日（以下「六箇月経過日」という。）から起算した継続勤務年数一年ごとに、前項の日数に、

次の表の上欄に掲げる六箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えるなければならない。ただし、継続勤務した期間を六箇月経過日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全労働日の八割未満である者に対しても、当該初日以後の一年間においては有給休暇を与えることを要しない。

表 「略」

③～⑨ 「略」

⑩ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業をした期間及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律第二条第一項に規定する立候補休暇を取得した期間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定

第三十九条 「同上」

② 「同上」

表 「同上」

③～⑨ 「同上」

⑩ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業をした期間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用について
は、これを出勤したものとみなす。

（有給休暇の付与）

第七十四条 船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において初めて六箇月間連續して勤務（船舶のぎ装又は修繕中の勤務を含む。以下同じ。）に従事したときは、その六箇月の経過後一年以内にその船員に次条第一項又は第二項の規定による日数の有給休暇を与えないければならない。ただし、船舶が航海の途中にあるとき、又は船舶の工事のため特に必要がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、当該航海又は工事に必要な期間（工事の場合にあつては、三箇月以内に限る。）、有給休暇を与えることを延期することができる。

② 船舶所有者は、船員が前項の規定により与えられた有給休暇に係る連續した勤務の後に当該同一の事業に属する船舶において一年間連續して勤務に従事したときは、その一年の経過後一年以内にその船員に次条第三項又は第四項の規定による日数の有給休暇を与えなければならない。

③ 第一項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

④ 船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成

第七十四条〔同上〕

（有給休暇の付与）

② [同上]

③ [同上]

④ 船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成

三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業(同法第六十一条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する介護をするための休業を含む。)をした期間、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律(令和元年法律第 号)第二条第一項に規定する立候補休暇を取得した期間及び女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定により定する立候補休暇を取得した期間及び女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。

勤務に従事した期間とみなす。

⑤

〔略〕

⑤

〔同上〕

三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業(同法第六十一条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する介護をするための休業を含む。)をした期間及び女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。

（外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例）

第九十二条 [略]

2・3 [略]

4 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和元年法律第号）並びにこれらの法律に基づく命令の規定の適用について

は、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。

（外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例）

第九十二条 [同上]

2・3 [同上]

4 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律並びにこれらの法律に基づく命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。

5 [略]

5 [同上]

○船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）		現 行	（傍線部分は改正部分）
（船員法等の適用に関する特例）		改 正 案	
第十四条	〔略〕	第十四条	〔船員法等の適用に関する特例〕
2～4	〔略〕	2～4	〔同上〕
5	第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）及び公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和元年法律第二号）並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。	5	第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。
6	〔略〕	6	〔同上〕

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一節 業務の範囲（第四条）

第二節 事業の許可（第五条—第二十二条）

第三節 補則（第二十三条—第二十五条）

第三章 派遣労働者の保護等に関する措置

第一節 労働者派遣契約（第二十六条—第二十九条の二）

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等（第三十条—第三十八条）

第三節 派遣先の講ずべき措置等（第三十九条—第四十三条）

第四節 労働基準法等の適用に関する特例等（第四十四条—第四十

七条の三の二）

第四章 雜則（第四十七条の四—第五十七条）

第五章 罰則（第五十八条—第六十二条）

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）

第四十七条の三　〔略〕

現 行

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一節 業務の範囲（第四条）

第二節 事業の許可（第五条—第二十二条）

第三節 補則（第二十三条—第二十五条）

第三章 派遣労働者の保護等に関する措置

第一節 労働者派遣契約（第二十六条—第二十九条の二）

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等（第三十条—第三十八条）

第三節 派遣先の講ずべき措置等（第三十九条—第四十三条）

第四節 労働基準法等の適用に関する特例等（第四十四条—第四十

七条の三）

第四章 雜則（第四十七条の四—第五十七条）

第五章 罰則（第五十八条—第六十二条）

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）

第四十七条の三　〔同上〕

(公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律の適用に関する特例)

第四十七条の三の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮

〔新設〕

命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律（令和元年法律第号）第六条の規定を適用する。

第四章 雜則

（事業主団体等の責務）

第四十七条の四 〔略〕

2 〔略〕

第四章 雜則

（事業主団体等の責務）

第四十七条の四 〔同上〕

2 〔同上〕